⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑸　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参、郵送又は電子メール（定期審査にあっては、郵送又は電子メール）に限るものとする。

①　申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき申請をする場合において、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けてない場合。

②　申請者が１⑬に掲げる維持修繕工事につき申請をする場合において、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請をする場合。

③　申請者が経常建設共同企業体である場合。

④　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき。

⑤　申請者が協業組合・企業組合である場合において４⑵の（建設工事に係る添付書類）の⑥及び⑦に掲げる書類を提出するとき。

⑥　申請者が⑷に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）。

⑦　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑶に掲げる再度の認定を受けていないとき。

⑧　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。

⑹　次に掲げる場合の測量・建設コンサルタント等業務の申請については、持参、郵送又は電子メール（定期審査にあっては、郵送又は電子メール）に限るものとする。

申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、⑶に掲げる再度の認定を受けていないとき。

別記１　本店所在地及び提出場所

［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎Ｂ棟（電話022―225―2171、メールアドレス thr-82shikakushinsa@ki.mlit.go.jp））

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎二号館（電話048―601―3151、メールアドレス　ktr-shikakushinsa@mlit.go.jp））

⑶　新潟県、富山県、石川県及び長野県（長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市及び安曇野市並びに上高井郡、上水内郡、北安曇郡、北佐久郡、下高井郡、下水内郡、小県郡、埴科郡、東筑摩郡及び南佐久郡の町村に限る。）　北陸地方整備局総務部契約課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―280―8880、メールアドレス　84zuiji@hrr.mlit.go.jp））

⑷　岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び長野県（岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに上伊那郡、木曽郡、下伊那郡及び諏訪郡の町村に限る。）　中部地方整備局総務部契約課（〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１名古屋合同庁舎第二号館（電話052―953―8138、メールアドレス　cbr-shikaku@mlit.go.jp））

⑸　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎（電話06―6942―1141、メールアドレス kkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp））

⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県　中国地方整備局総務部契約課（〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎第二号館（電話082―221―9231、メールアドレス shikaku-zuiji@cgr.mlit.go.jp））

⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎（電話087―851―8061、メールアドレス　skr-shikaku@mlit.go.jp））

⑻　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎（電話092―476―3509、メールアドレス qsr-shikakushinsa89@mlit.go.jp））

別記２　提出場所

⑴　国土交通省国土技術政策総合研究所総務部会計課（〒305―0804 茨城県つくば市旭１番地旭庁舎（電話029―864―2211））

⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課（〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－２（電話03―5253―8111））

別記３　送付先

測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスク　〒810―0001 福岡県福岡市中央区天神４－４―11天神ショッパーズ福岡７階　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスクあて　電話092―401―6640

競争参加者の資格に関する公示

令和９・10年度を有効期間とする国土交通省国土地理院の所掌する測量業務についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和８年10月１日

国土交通省国土地理院長　河瀬　和重

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　08

１　測量の業務種別

①　基準点測量

②　写真測量

③　地図調製

④　地理調査

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査（以下、「定期審査」という。）にあっては、申請者はインターネットの使用により、令和８年12月１日から令和９年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

ただし、８①から③に掲げる場合の申請については、令和８年12月１日から令和９年１月15日までの間に、下記に掲げる提出場所に郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）若しくは電子メールにより送付するものとする。（郵送の場合は当日消印有効、電子メールの場合は最終日の16時受信分まで有効。）

提出場所

国土交通省国土地理院総務部契約課調査係（〒305―0811 茨城県つくば市北郷１番（電話029―864―4405））

メールアドレス

gsi-24keiyaku-chousa-g@gxb.mlit.go.jp

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査（以下、「随時審査」という。）にあっては、令和９年１月16日以降随時に、２⑴に掲げる提出場所において、持参、郵送又は電子メールにより申請を受け付ける。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　持参、郵送又は電子メールによる申請者は、次のホームページアドレスへアクセスして「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を、取得するものとする。

https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

②　インターネットの使用による申請者は、２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、令和８年11月２日から令和８年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和８年11月２日から令和９年１月15日までの間に得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に